

菰 市 第 4 2 1 号
令和8年8月26日

地区長（組長）各 位

菰 崎 市 長 内 藤 久 夫
（ 公 印 省 略 ）

クビアカツヤカミキリの防除に係る薬剤散布の周知と
地区が管理する施設等における薬剤散布対象樹木の申
請及び同意について（依頼）

初秋の候、地区長の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本市環境行政にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

現在、特定外来生物である「クビアカツヤカミキリ」によるサクラ、モモ、ウメ等の樹木への被害拡大が懸念されており、山梨県下一斉で防除対策を進めることとなりました。

菰崎市においては、住民の皆様のご協力をいただきながら、裏面「薬剤散布スケジュール」および別紙「薬剤散布実施上の注意事項」に基づき、クビアカツヤカミキリの防除を実施してまいりたいと考えております。

つきましては、地区住民に対しまして別紙「クビアカツヤカミキリの防除に係る薬剤散布対象樹木への薬剤散布の申請及び同意について」を回覧いただき、9月11日（金）を目途に各個人から対象樹木等報告をいただけるようお取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

なお、回覧が各世帯に行渡るまでに時間を要する場合があることから、より速やかに情報をお届けできるよう、市ホームページ及び市公式LINEによる周知も行いますので、ご承知おきください。

また、地区が管理する施設については、以下のQRコードから薬剤散布について申請くださいますよう併せてお願いいたします。

《市ホームページ》



地区等で管理する施設等の申請
（集会所、地区広場・公園・墓地等）



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

お問い合わせ 菰崎市役所 市民生活課生活環境担当
TEL : 0551-22-1114 E-mail : shimin@city.nirasaki.lg.jp

薬剤散布スケジュール

申請期限：９月１１日（金）

９月１１日（金）～９月１５日（火）：

市において、集計等情報を整理し、委託業者と調整します。

９月１６日（水）～９月３０日（水）：

市から住民の方へ連絡します。

委託業者または住民の方により薬剤散布を実施します。

※状況に応じて、９月１１日（金）以前から、住民の方へ連絡することもあります。

薬剤散布は、９月３０日（水）までに必ず実施してください。

※以下は委託業者が実施した場合は不要です。

薬剤散布実施後～１０月２０日（火）：

写真などの必要書類を添付のうえ、実績報告をしてください。

各 位

韮崎市長 内藤 久夫

(公 印 省 略)

クビアカツヤカミキリの防除に係る薬剤散布対象樹木への
薬剤散布の申請及び同意について

初秋の候、各位におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本市環境行政にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

現在、特定外来生物である「クビアカツヤカミキリ」によるサクラ、モモ、ウメ等の樹木への被害拡大が懸念されており、山梨県下一斉で防除対策を進めることとなりました。

市では、クビアカツヤカミキリによる被害の拡大を防止するため、裏面「薬剤散布スケジュール」および別添「薬剤散布実施上の注意事項」に基づき、下記のとおり対象樹木について、薬剤散布を実施します。

別紙「薬剤散布実施上の注意事項」を確認いただき、薬剤散布の実施に当たり、下記QRコードから申請及び同意をさせていただきますようお願いします。

なお、農地にある対象樹木については、別事業により対応するため、今回の調査の対象外となりますのでご注意ください。

記

1. 薬剤散布対象樹木（農地を除く）

サクラ・モモ・ウメ・アンズ・サクランボ・スモモ・ハナモモ

2. 申請期限

令和8年9月11日（金）まで

※申請していただいた内容を市で確認した後、薬剤散布の実施方法や日程等について、順次ご連絡いたします。

なお、市から事業者向けの防除希望調査の案内を受けている方は、本案内又は事業者向け調査のいずれか一方により、申請してください。

《申請フォーム》



お問い合わせ

韮崎市役所 市民生活課生活環境担当

TEL : 0551-22-1114

E-mail : shimin@city.nirasaki.lg.jp

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

薬剤散布スケジュール

申請期限：９月１１日（金）

９月１１日（金）～９月１５日（火）：

市において、集計等情報を整理し、委託業者と調整します。

９月１６日（水）～９月３０日（水）：

市から住民の方へ連絡します。

委託業者または住民の方により薬剤散布を実施します。

※状況に応じて、９月１１日（金）以前から、住民の方へ連絡することもあります。

薬剤散布は、９月３０日（水）までに必ず実施してください。

※以下は委託業者が実施した場合は不要です。

薬剤散布実施後～１０月２０日（火）：

写真などの必要書類を添付のうえ、実績報告をしてください。

薬剤散布実施上の注意事項

●市が業者へ委託して薬剤散布を実施する場合

基本的には、市から業者へ薬剤散布作業（以下「作業」という。）を委託することを想定しています。

その際、市が委託する業者が対象となる土地に立ち入り、作業を実施します。次の事項についてあらかじめご確認ください。

①土地への立入りについて

作業のため、市が委託する業者が敷地内へ立ち入る場合があります。

②作業車両の進入について

作業に使用する車両が敷地内へ進入する場合があります。

進入できない場所や注意が必要な箇所がある場合は、あらかじめ市へお知らせください。

③薬剤の使用について

作業に当たり、対象樹木へ薬剤を散布します。

④作業日時について

作業日時については、対象樹木の本数や作業状況等を踏まえ、市及び委託業者において作業同意者個人と調整します。

⑤費用について

市が委託する業者による作業について、土地所有者又は樹木所有者等の費用負担はありません。

⑥連絡先について

作業の日程調整等のため、土地所有者又は樹木所有者等の氏名及び連絡先を、市が委託する業者へ提供する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

別紙

●地区や土地所有者、または樹木所有者等が薬剤散布を実施する場合

地区や土地所有者または樹木所有者等により作業を実施していただく場合には市から以下の物品等を貸出し又は提供することを予定しています。

①作業に当たっての注意事項

- ・薬剤を提供する際に、使用方法及び使用上の注意事項等を併せてお示ししますので、その内容を遵守してください。
- ・貸出し物品は、作業終了後、速やかに市へ返却してください。
- ・作業実施後は写真等の報告書の提出をお願いします。
下記経費の申請方法と合わせて改めて薬剤提供時にお示しします。

②作業に係る謝礼等

- ・ 1本あたり、10,000円

③市から貸出し又は提供可能な物品等

- ・ 作業に使用する薬剤（提供）※未使用分は返却
- ・ 作業用の噴霧器（貸出し）

※貸出し・提供する物品については、今後変更となる場合があります。